

## 1 事業目的及び運営の方針

### (一) 事業の目的

医療法人厚仁会が開設する指定（介護予防）訪問リハビリテーション波方中央病院（以下「リハビリテーション」という）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、リハビリテーションの作業その他の従業員が、要介護又は要支援の状態にあり、医師がリハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

### (二) 運営方針

リハビリテーションの従業者は、要介護又は要支援状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅に於いて、作業療法士その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものである。

## 2 職員の職種、人数、及び職務内容

### 医師 1名

医師はリハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の作業療法士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行います。

### 作業療法士 1名

作業療法士は医師の指示に基づき、リハビリテーション計画を作成し、指定訪問リハビリテーションの提供にあたります。

## 3 営業日及び営業時間

(一) 営業日 月・火・水・木・金・土曜日とする。

ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日～1月4日までを除く。

(二) 営業時間 月～金曜日 午前8:30～午後12:30

午後2:00～午後5:30

土曜日 午前8:30～午後12:30までとする。

### (三) サービスの提供方法・内容

- (一) 体位の変換
- (二) 起坐
- (三) 離床の訓練
- (四) 起立の訓練
- (五) 食事の訓練
- (六) 排泄の訓練
- (七) 生活適応の訓練
- (八) 基本的対人関係等の訓練

## 5 利用料及びその他の費用

(一) リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める貴人によるものとし、リハビリテーションが法定代理受領サービスである時はその利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(二) 通常の実施区域を越えて行うリハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した交通費は次の額を徴収する。  
通常の実施区域を超えた地点から片道おおむね2キロメートル以上片道150円

(三) 利用料については別紙 のとおりとする。

介護保険法の改正等により利用料の額が変更になる場合もあり。変更になった場合はそのつど別紙 にて説明することとする。

## 6 緊急時等における対応方法

主治医に連絡を取り、適切な措置を講じます。

協力医療機関は波方中央病院とする。

## 7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、居宅支援事業所、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 8 通常事業の実施区域

旧波方町の区域とする。

## 9 苦情の申立て制度

別紙のとおり

## 10 その他重要事項

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意をもって解決するものとします。